

## 苫前町人事行政の運営等の状況

この報告書は、地方公務員法第58条の2及び苫前町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、苫前町人事行政の透明性を高め、その公平性の一層の確保を図るため、本町における職員の任用や給与、勤務条件などを幅広く町民の皆様に公表するものです。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員数、退職者数及び採用者数

平成22年4月1日現在の職員数 A	平成22年度中の退職者数	平成22年度中及び平成23年4月1日採用者数	平成23年4月1日現在の職員数 B	対前年増減数 B - A
65 人	1 人	1 人	65 人	- 人

#### (2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

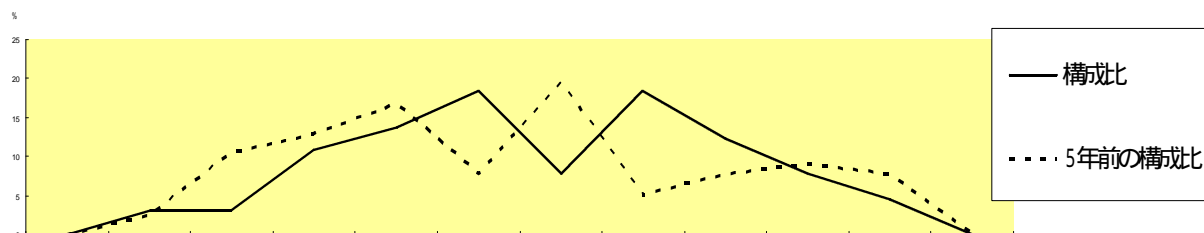
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0
		総 務	15	15	0
		税 務	2	2	0
		民 生	7	7	0
		衛 生	7	7	0
		農 林 水 産	8	8	0
	商 工 土 木	1	1	0	
	計	5	5	0	
	計	47	47	0	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 130.7 人
	教 育 部 門	10	10	0	
	小 計	57	57	0	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 158.5 人
公 営 会 計 部 門	水 道 等 特 別 会 計	8	8	0	
	小 計	8	8	0	
合 計		65	65	0	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 180.8 人
		[ 85 ]	[ 85 ]	[ 85 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (3) 年齢別職員構成の状況（22年4月1日現在）



	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	2人	7人	9人	12人	5人	12人	8人	5人	3人	0人	65人

### (4) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	12年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)	過去10年間の増減数(率)
一般行政	71	56	56	54	49	48	47	9 ( 16.1% )	24 ( 33.8% )
教育	13	11	12	11	10	10	10	1 ( 9.1% )	3 ( 23.1% )
普通会計計	84	67	68	65	59	58	57	10 ( 14.9% )	27 ( 32.1% )
公営企業等会計計	8	10	9	9	8	8	8	2 ( 20.0% )	- ( -% )
総合計	92	77	77	74	67	66	65	12 ( 15.6% )	27 ( 29.3% )

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 3,596	千円 4,087,126	千円 203,530	千円 589,578	% 14.4	% 13.3

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 57	千円 206,592	千円 37,877	千円 73,707	千円 318,176	千円 5,582

（注）1 職員手当には退職手当を含まない。

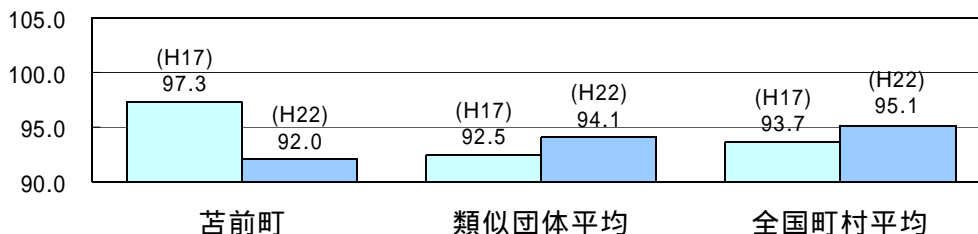
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

平成18年度から、一般職員（教育長を除く）の給料月額について、苫前町職員の給与に関する条例に定める額に対して3%の独自削減を実施しており、これを基本として計算される手当（退職手当を除く）にも反映させている。

平成20年度からは、独自削減の率を5%としている。

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### (5) 一般行政職給料表の状況（22年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号級の給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

### (6) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
苫前町	42.4歳	309,454円	355,718円	343,763円
北海道	44.9歳	328,099円	396,514円	375,024円
国	41.9歳	325,579円		395,666円
類似団体	42.9歳	315,994円	353,550円	346,037円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における一般行政職の職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(7) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区 分		苫 前 町	北 海 道	国
一般行政職	大 学 卒	163,590 円	159,285 円	172,200 円
	高 校 卒	133,095 円	129,592 円	140,100 円

（注） 苫前町及び北海道の減額措置前の額は、それぞれ国と同額である。

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（22年4月1日現在）

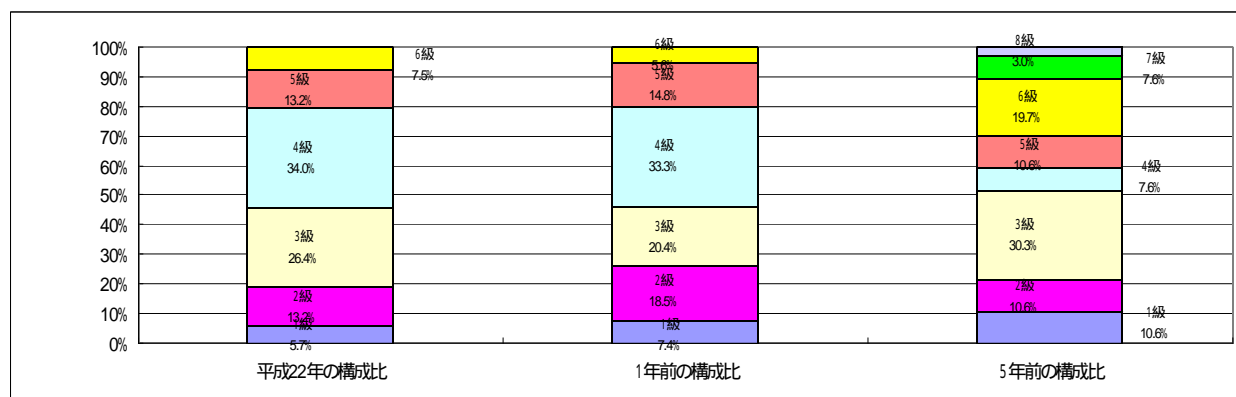
区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 1 5 年	経 験 年 数 2 0 年
一般行政職	大 学 卒	246,881 円	267,574 円	326,113 円
	高 校 卒	196,428 円	237,060 円	273,418 円

（注） 各経験年数区分は、近似の階層を含めて平均したものである。

(9) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事及び主事補の職務	3 人	5.7 %
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	7 人	13.2 %
3 級	1 係長、主査又は主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	14 人	26.4 %
4 級	1 課長補佐、次長又は主幹の職務 2 困難な業務を処理する係長、主査又は主任の職務	18 人	34.0 %
5 級	1 課長、室長又は事務局長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐、次長又は主幹の職務	7 人	13.2 %
6 級	困難な業務を処理する課長、室長又は事務局長の職務	4 人	7.5 %

（注） 1 苫前町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



（注） 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

## (10) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績に応じて昇給している。

## (11) 期末手当・勤勉手当

苫 前 町	(参考) 北海道	(参考) 国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,338 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,669 千円	-
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務実績に応じて支給している。

## (12) 退職手当(22年4月1日現在)

苫 前 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) 1人当たり平均支給額 13,517 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者に支給された平均額である。

## (13) 特殊勤務手当(22年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	- 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	- 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	- %		
手当の種類(手当数)	- 件		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに黄熱、結核及びハンセン症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員		1日につき500円
死体処理作業手当	死体の処理作業に従事した職員		1日につき2,000円
除雪作業従事手当	運転技術員が午後5時から翌日の午前6時までの間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下において行う除雪車による除雪作業に従事したとき		1時間につき60円

異常圧力内作業手当	職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき	1時間につき、潜水深度に応じて310円から1,500円の範囲内の額
牛馬取扱手当	牛馬に行うピロプラズマ等の予防接種作業に従事したとき	1日につき230円

#### (14) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	9,841 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	173 千円
支給実績（21年度決算）	7,315 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	126 千円

#### (15) その他の手当（22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同じ		千円 11,200	円 273,171
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長等 給料月額8% 課長補佐等 給料月額6%	異なる	役職に応じ 6～8%	千円 6,071	円 319,526
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関利用又は自動車等により通勤することを常例とする職員に支給 交通機関利用 運賃相当額(上限 55,000円) 自動車等利用 2,000～24,500円	同じ		千円 955	円 50,263
住居手当	住居等を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているか、自らの所有に係る住宅に居住している職員に支給 借家等 家賃の1/2以内 (上限 27,000円)	同じ		千円 3,774	円 235,875
休日勤務手当	祝日及び年末年始に正規の勤時間として勤務した職員に支給 ・支給額 = 1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同じ		時間外勤務手当に含む	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給額 = 1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ		千円 0	円 0
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間、休日等に本来の勤務に従事しないで行う宿日直業務に従事した職員に支給 勤務1回につき4,200円 5時間未満の日直(半日直)の場合は、2,000円	同じ		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した管理職員に支給 課長等 8,000円 課長補佐等 6,000円 ただし、勤務した時間が6時間を超える場合は、150/100を乗じて得た額	異なる	役職に応じ 4,000円～ 12,000円	千円 0	円 0
寒冷地手当	扶養親族を有する世帯主である職員 116,800円 その他の世帯主である職員 65,300円 その他の職員 44,000円 経過措置により段階的に引下げ中	同じ		千円 5,500	円 98,214

(16) 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区 分			給 料	月 額	等
給 料	町 長		672,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 786,000 円 / 327,500 円	
	副 町 長		( 840,000 円 )		
報 酬	議 長		578,000 円	634,000 円 / 420,000 円	
	副 議 長		( 680,000 円 )		
	議 員		234,000 円	307,000 円 / 150,000 円	
	副 議 員		( 260,000 円 )		
期 末 手 当	町 長		198,000 円	251,000 円 / 119,000 円	
	副 町 長		( 220,000 円 )		
退 職 手 当	町 長		171,000 円	228,000 円 / 100,000 円	
	副 町 長		( 190,000 円 )		
寒 冷 手 地 当	町 長		(22年度支給割合) 4.09 月分		
	副 町 長		(22年度支給割合) 4.09 月分		
退 職 手 当	町 長		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長		672千円 × 在職年数 × 512.6 / 100	1,378万円	任期ごと
寒 冷 手 地 当	町 長		578千円 × 在職年数 × 323.4 / 100	748万円	任期ごと
	副 町 長		(22年度支給割合) 一般職と同じ		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間及び休暇については、苫前町職員の勤務時間、休暇等に関する条例により定められている。

なお、休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇がある。

(1) 勤務時間の状況（22年4月1日現在）

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分である。1日のうち1時間の休憩時間がある。

区 分	範 囲	性 格	給与
勤務時間 (休憩時間を除く)	8:30~17:15	職務専念義務の課せられている時	有給
休憩時間	12:00~13:00	労働から離れることを保障された時間	無給
勤務を要しない日	土曜日、日曜日	勤務時間を割り振らない日	無給
休日	国民の祝日 12/31~1/5	特に勤務を命じられない限り、勤務が免除されている日	無給

(注) 勤務内容によって、勤務時間、勤務を要しない日及び休日が異なる場合がある。

(2) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、職員に暦年に20日付与される。なお、年の途中で採用された職員には、採用された月に応じて2日から20日までの範囲内で定められた日数の年次有給休暇が付与される。

また、その年に取得しなかった年次有給休暇の日数は、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。

職員1人当たり平均取得日数(22年)	13.1 日
--------------------	--------

### (3) 特別休暇等の概要

#### 特別休暇

種 類	取 得 事 由	期 間
公民権の行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
官公署への出頭	職員が証人、鑑定人、参考人等として出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄提供・登録	骨髄移植のための登録又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	5日の範囲内の期間
婚姻	職員が結婚する場合	連続する5日の範囲内の期間
子の婚姻	職員の子（配偶者の子を含む。）が結婚する場合	連続する3日の範囲内の期間
産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前日から6週間
産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間
育児時間	生後1年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
配偶者の出産	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当な場合	2日の範囲内の期間
配偶者出産時の子の養育	配偶者が出産する場合で子の養育のため勤務しないことが相当な場合	5日の範囲内の期間
子の看護	子の看護のため勤務しないことが相当な場合	5日の範囲内の期間
忌引	職員の親族が死亡した場合	親族の区分に応じ7日以内
配偶者等の追悼	職員が配偶者等の追悼のため勤務しないことが相当な場合	1日
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事等勤務しないことが相当な場合	7月から9月までに3日
災害による住居の滅失等	災害により職員の現住居が滅失等し、復旧のため勤務しないことが相当な場合	7日の範囲内の期間
災害による出勤困難	火災又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
災害による危険回避	災害時において、退勤途上の危険を回避するためやむを得ない場合	必要と認められる期間
感染症による交通遮断等	感染症の予防等による交通の制限により勤務が不可能となった場合	必要と認められる期間

#### 病気休暇

負傷や疾病の治療に必要と認められる場合に取得できる。（公務に起因する場合や結核性疾患、血圧症、動脈硬化性心臓疾患及び悪性新生物による疾病を除き3月の範囲内）

#### 介護休暇

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子などの負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合に連続する6月の期間内で認められる。（無給）

#### 組合休暇

組合休暇は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体の当該機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合における休暇として1年に30日の期間内で認められる。（無給）

#### 育児休業等（育児休業及び育児に関する部分休業）

育児休業等に関する制度は、地方公務員の部分休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関する条例等により定められている。

育児休業等に関する制度には、3歳に満たない子を養育するため休業することができる育児休業制度と、同じく3歳に満たない子を養育するため、2時間を超えない範囲内で勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度及び小学校就学の始期に達する子を養育するために週20から25時間の勤務パターンを選択できる育児短時間勤務制度がある。

## 4 職員の分限及び懲戒処分状況

### (1) 分限処分状況

分限処分は、公務の能率の維持とその適正な運営の確保の目的から、一定の法定事由がある場合に、降任、免職又は休職とする処分である。

平成22年度については、分限処分はなかった。



## (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員に法令違反、職務上の義務違反又は職員としてふさわしくない非行があった場合に、戒告、減給、停職又は免職とする処分である。

処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
件数	2件	-件	-件	-件	2件

## 5 職員のサービスの状況

### (1) 職務専念義務の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがあって例外が認められる場合のほかは、その勤務時間中、職務上の注意力のすべてを自己の職責遂行のために用い、自己が勤務する地方公共団体がなすべき責めを有する職務にのみ従事しなければならない。

職務専念義務の例外として、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などは、職務専念義務が免除される。

### (2) 営利企業等の従事制限の状況

職員は、公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならないことから、勤務時間の内外を問わず、原則として営利企業等を営むことができない。

ただし、例外的に任命権者が、許可の基準（職務の遂行に支障がないこと、その職員の職との間に利害関係又はその発生のおそれがないこと、法の精神に反しないこと）と照らして差し支えないと認めて許可を与えた場合に限り認められることがある。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職場研修

職場研修は、主に上司が部下の啓発・向上を意図して、計画性を持って仕事を通じ、あるいは仕事に関連させつつ個別に指導し、育成することを基本とした研修である。日々の仕事の中での上司から部下への説明、ほめる・しかる、率先垂範、権限委譲等はもちろんのこと、職場会議、職場内勉強会、さらには、部下から上司に対するパソコンの操作説明に至るまで、すべてが職場研修となる。この職場研修を支援するため、「職場研修マニュアル」を活用するなどし、職場研修の活性化に努めている。

区分	件数	人数
職場研修(OJT)		随時

### (2) 一般研修（研修所派遣）等

職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能その他基礎的教養を一般的に習得させることあるいは専門的分野の技能を高めることを目的として、階層別に職場外の研修所等に職員を派遣している。

区分	件数	人数
一般研修	3件	11名
専門研修	7件	9名
町村会研修	2件	5名
道外派遣研修	2件	2名
計	14件	27名

### (3) 特別研修（自己啓発）

職員研修は、職員各自が個人の自覚と意欲に基づいて行う自己啓発が基本であることから特別研修として位置づけ、必要な支援を進めている。

### (4) 勤務成績の評定の状況

本町では、勤務成績の評定制度を導入していない。

ただし、全職員について、その昇給時期と勤勉手当支給時において、所定の勤務日数を勤務していない職員に対して昇給号棒数を減らすなどの措置を行っている。これにより、平成22年度中に昇給号棒数を減じられた職員は3人、勤勉手当を減額された職員は、延べ6人となっている。

## **7 職員の福祉及び利益の保護の状況**

### **(1) 健康診断事業の状況**

労働安全衛生法等に基づき、職員の疾病予防、健康障害の早期発見を図るため、定期健康診断及びその他の健康診断を実施している。

実施事業	受診者数
定期健康診断	14名
人間ドック	50名
がん検診	5名

### **(2) 公務災害の状況**

公務上・通勤途上の災害に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償、休業補償、障害補償等の各種補償を行っている。

平成22年度については、公務災害・通勤災害の補償を受けた職員はいなかった。

### **(3) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求の状況**

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して任命権者による適当な措置が執られるよう要求することができる。

平成22年度については、措置要求はなかった。

### **(4) 不利益処分に関する不服申立の状況**

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申立をすることができる。

平成22年度については、不服申立はなかった。